

蔵王町

農業委員会だより



蔵王町農業委員会事務局
☎0224-33-3003



蔵王高原大根狩り

毎年11月初旬に、蔵王町七日原地区で「蔵王高原大根狩り」が開催されます。「蔵王高原大根」は、昼と夜の寒暖差を活かして作られた、大変みずみずしく甘さがあるのが特徴です。生産者と消費者とが交流しながら、旬の大根を収穫できる喜びと、「蔵王高原大根」の美味しさを味わえる素晴らしいイベントです。

内容

今回の 農業委員会 だより

- 表紙：蔵王町のイベント紹介 蔵王高原大根狩り 1P
- 農業委員・推進委員を紹介しす／会長あいさつ／活動紹介 2P・3P
- 令和6年度蔵王町農業作業料金・労働賃金の標準 4P
- 令和5年度農地の賃借料情報 5P
- 相続登記の申請が義務化されます／
農業者年金加入者協議会を解散しました 6P

蔵王町農業委員、農地利用

皆さまにとって身近な農地の相談役です。

任期満了に伴う改選で、令和5年7月20日に、町長から任命された農業委員会の委員9名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員13名が誕生しました。任期は、ともに令和8年7月19日までの3年間です。

蔵王町農業委員の紹介

農業委員とは

農地法に基づく農地の権利移動の許認可、担い手の育成・確保、農地利用の最適化(担い手の農地集約化、遊休農地発生防止・解消・新規参入の促進など)を行います



会長
山家 一彦さん
(永野)



会長職務代理者
平間 栄さん
(矢附)



委員
阿部 枝織さん
(北山)



委員
平間 拓也さん
(永野)



委員
相澤 国弘さん
(小妻坂)



委員
勅使瓦 幸一さん
(山ノ入)



委員
我妻 壮一さん
(向山)



委員
村上 利雄さん
(小村崎)



委員
杉山 由美子さん
(七日原)

あいさつ



蔵王町農業委員会
会長 山家 一彦



町民の皆さまには、日ごろから農業委員会活動に対し格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、農業委員会の改選により会長職に就任いたしました。会長という重責を仰せつかり身の引き締まる思いですが、委員各位や事務局の協力のもと、蔵王町の農業振興のために精一杯務めて参ります。

蔵王町農業委員会は、昨年7月に改選があり、農業委員9名、農地利用最適化推進委員13名が公募により選任され、新体制のもと委員会活動に取り組んでおります。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足による農地面積の減少、また肥料や飼料などの物価高騰、さらにイノシシなどの有害鳥獣による農業被害など、依然として厳しい状況が続いております。

農地は、農業生産活動を通じて自然環境・景観の保全など様々な多面的機能を有しています。それゆえに耕作放棄地や荒廃農地の増加は地域の自然環境や景観、治安の悪化などにつながる大きな地域課題です。本町の基幹産業である観光にも影響を与えかねないため、衆知を結集してこの難題に挑まなければなりません。

私たち農業委員会は、農業者が将来を見据えて持続的に農業経営ができる環境づくりを目指し、多くの農業者の声を反映して将来へ引き継ぐべき農地を守り、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」など、さらなる農地利用の最適化の推進に尽力し、地域農業を支える皆さまを支援することができるよう、委員一丸となって取り組んで参ります。今後とも、町民の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

最適化推進委員を紹介します

お気軽にお声がけご相談ください。

農地利用最適化推進委員の紹介

農地利用最適化推進委員とは

町内担当地区の農地利用の最適化を推進します。具体的には、担い手への農地の利用集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止、解消。農業への新規参入の促進などの活動を行います。

円田地区



三沢 敏朗さん



我妻 敬一郎さん



齋藤 秀俊さん

平沢地区



村上 智彦さん



大和 憲男さん



伊藤 政美さん



平間 昭男さん



鈴木 好和さん

永野地区

宮地区



大谷 啓一さん



川村 富士男さん



佐藤 勝浩さん

遠刈田地区



佐藤 雄一さん



伊藤 杜夫さん

農業委員会 活動紹介

蔵王町農業委員会では、違反転用の確認や遊休農地の発生防止・解消に努めています。農地利用の確認、遊休農地や違反転用の実態を把握するため、11月8日・9日に農地パトロールを実施しました。調査の結果、遊休農地に認定されると所有者に「利用意向調査」を実施して、農地の利用意向を確認します。その確認した意向を踏まえて、農地中間管理機構への貸し付け、農地のあっせん等を行い、農地の利用調整と有効利用を進めています。



令和6年度 蔵王町農業作業料金・労働賃金の標準額

令和6年度の農業作業料金並びに労働賃金の標準額について、関係者及び関係機関団体と協議のうえ、下記のとおり設定しました。農作業の受委託をする際の目安としてご利用ください。

区分	作業名	摘要	単位	標準額（うち消費税等）円	備考				
水田作業	耕起	ロータリー	10a	⑩ 6,380 (580)	⑩10a未満のほ場				
				○ 6,160 (560)	○10a以上～30a未満のほ場				
				㊦ 5,830 (530)	㊦30a以上のほ場				
	耘	深 耕	プラウ	10a	6,600 (600)				
					代 か き	10a	⑩ 6,600 (600)		
	田植	機械 植 え	苗 別	10a	⑩ 9,900 (900)	側条施肥を行う場合は1,100(100)円増しとし、40kgを超える場合は220(20)円増しとする。(肥料代は除く。)			
					○ 8,800 (800)		隅植えは除く。		
					㊦ 7,040 (640)				
		畦 畔 作 り	10m	550 (50)	片側のみ				
	え	稚 苗		1箱	770 (70)	育苗ハウス渡し			
		水稲直播栽培		10a	5,500 (-)	直播播種、鉄粉コーティング代とする。(種子、鉄粉代は除く。)			
	防除	薬 剤 散 布	動噴背負機械持込み ブームスプレーヤ 農業用ドローン モーターボート	10a	880 (80)	薬品代(除草剤散布も含む。)は除く。			
5,500 (500)									
1,320 (120)									
1,320 (120)									
肥 料 散 布		水稲に限る	10a	1,100 (100)	肥料代は除く。				
自走脱穀料			10a	9,020 (820)					
収穫・乾燥・調整	調 製	乾燥 調 製	60kg	水稲調製のみ	60kg	990 (90)			
				半乾	水分 15.1% ~ 16.0%	1,230 (111)	生 刎	水分 20.1% ~ 25.0%	2,311 (210)
					" 16.1% ~ 18.0%	1,368 (124)		" 25.1% ~ 30.0%	2,887 (262)
					" 18.1% ~ 20.0%	1,716 (156)		" 30.1%以上	3,175 (288)
						2,311 (210)			
						2,887 (262)			
	色 彩 選 別	30kg	330 (30)	選別作業を一連作業で行う場合。					
	550 (50)	選別作業のみ行う場合。(持込み)							
稲収穫一貫作業	コンバイン (カッタドロツバ)	10a	⑩ 37,730 (3,430)	刈 取 運 搬 乾 燥 調 製 運 搬 出 荷	倒伏状態の場合。				
			○ 36,740 (3,340)			70%以上	11,000(1,000)円増し		
	㊦ 33,110 (3,010)		⑩ 41,030 (3,730)	調 製	50~70%	5,500(500)円増し			
	○ 40,040 (3,640)		○ 40,040 (3,640)	運 搬	20~50%	3,300(300)円増し			
	㊦ 36,410 (3,310)		㊦ 36,410 (3,310)	出 荷					
畑作業	耕 起	ロータリー プラウ(一連) プラウ(二連)	10a	5,940 (540)	平坦地を基準とする。				
				7,920 (720)					
				6,270 (570)					
	薬 剤 散 布	ブームスプレーヤ	10a	4,400 (400)	薬品代(除草剤散布も含む。)は除く。				
	堆 肥 散 布	マニユアスプレッダ	10a	3,630 (330)	堆肥代は除く。				
	果 樹 剪 定		1日	13,000 (-)	電動式持込の場合、それ以外は双方協議する。				
その他	摘 果	一般農作業	1日	8,000 (-)	作業の難易、受託者の熟練度や経験等を考慮し、労使双方で協議のうえ決定してください。				
				刈 払 機	1時間	1,650 (150)	機械、燃料持込、刈り倒し		
				畦 草 刈 機	1時間	3,300 (300)	機械、燃料持込		
				自走草刈機	1時間	5,775 (525)	機械、燃料持込、刈幅150cm		

- 注意事項**
- (1) この農作業賃金標準額表の金額は、消費税等込みの総額表示です。
 - (2) 課税売上高（農作業受託料金を含む）が、1,000万円以上ある方は、消費税の課税事業者になります。
 - (3) ほ場等の条件で、農作業の能率に著しい差異がある場合は、両者で協議のうえ決定してください。
 - (4) 1日の労働時間は8時間とし、8時間を超す場合は、両者で協議のうえ決定してください。
 - (5) 上記の金額は、あくまでも目安です。両者で話し合ってから作業を受委託してください。

☆ 農作業受委託は、お互いの信頼関係が大切です 信頼関係を築いて行いましょう ☆

大河原農業改良普及センター・みやぎ仙南農業協同組合・蔵王町農林観光課・蔵王町農業委員会

蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和5年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い、賃借料を決めてください。

令和6年1月公表

蔵王町農業委員会

1. 田(水稻)の部 (10a当たり)

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	277	7,300	16,000	3,135	19	0

地区名	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲竹	26	5,800	7,666	5,068	1	0
塩沢	6	9,300	11,500	4,973	2	0
円田	25	8,300	11,500	5,750	—	0
平沢	37	12,500	16,000	5,750	—	0
小村崎	17	11,900	15,649	10,000	—	0
宮	166	5,800	5,750	3,135	16	0

2. 畑の部 (10a当たり)

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	34	6,200	13,306	2,527	30	0

- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています)また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。
(矢附・遠刈田)賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。
- * 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり11,500円(令和5年産米概算金)に換算しています。
- * 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- * 4 「田(水稻)の部」の「(参考)町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。
- * 5 「畑の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。
- * 6 「無償による賃貸借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用貸借)で契約したものの筆数を参考までに示しています。

相続登記の申請が義務化されます

農地を相続したら、届出をお願いします



令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが、法律で義務付けられます。

正当な理由なく申請しない場合には、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。今のうちから相続登記に備えましょう。

なお、相続により農地を取得したら、10か月以内に農業委員会へ届出が必要です。

詳細は法務省ホームページをご覧ください。か宮城県司法書士会の「相続登記相談センター」にお問い合わせください。

☎ 022-221-6870(月・水・金/13:30~16:30)
仙台法務局大河原支局

法務省HP参照 ▶



お知らせ

蔵王町農業者年金加入者協議会が解散しました

令和5年9月27日に開催された農業者年金加入者協議会代議員総会において、蔵王町農業者年金加入者協議会が解散することになりました。

蔵王町農業者年金加入者協議会は、これまで長きにわたり農業者年金制度の普及啓発活動を行ってまいりましたが、会員の高齢化に伴う会員数の減少が続き、事業活動を継続していくことが困難な状況でした。

解散にあたり、協議会残余財産168,790円は、蔵王町育英会に全額寄付することにしました。

今後も引き続き農業委員会とJAみやぎ仙南蔵王支店が連携し、農業者年金制度の啓発活動を行っていきますので、ご理解をお願いします。

会員の皆様には、本協議会に対しご理解ご協力を賜りましたことに深く感謝します。



農業者年金に加入しませんか 農業者年金で豊かな老後生活を送りましょう

【農業者年金の3つのメリット】

- ① 女性に優しい
奥様も単独で入れます
- ② 若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援
農業者年金への加入要件に加え、
 - ① 39歳までに加入
 - ② 農業所得が900万円以下
 - ③ 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます
- ③ 税制面で大きな優遇
支払った保険料は、同一生計の家族分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果となります。
年金を受け取るときには、公的年金等控除を受けることができます。



詳しくは農業委員会・JAまたは農業者年金基金にお問い合わせください

農業新聞を 購読しませんか



国の農業情報はもちろんのこと
地域に特化した記事も多数あります。
ぜひ、ご購入ください。

毎週金曜日発行
購読料 月700円
(送料、消費税込)

全国農業新聞に関するお問い合わせは、
蔵王町役場農業委員会まで